

初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成27年3月31日

新潟県人事委員会

委員長 鶴 巻 克 恕

新潟県人事委員会規則第6-1764号

初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則

第1条 初任給調整手当に関する規則（規則第6-140号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号（以下この条において「追加項等」という。）を加える。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項及び号の表示並びに追加項等を除く。以下この条において「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(支給する職の範囲)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>一般職員給与条例第24条の5第1項第3号に規定する職は、一般職員給与条例別表第1行政職給料表、別表第4ロ医療職給料表(ニ)及び別表第5研究職給料表の適用を受ける職員の職で獣医学に関する専門的知識を必要とするものとする。</u></p> <p>(職員の範囲)</p> <p>第3条 一般職員給与条例第24条の5第1項の規定により初任給調整手当を支給される職員は、次の各号に掲げる職員とする。ただし、<u>第1号及び第2号に掲げる職員にあつては、その採用が、学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する大学(以下「大学」という。)卒業の日から37年(医師法に規定する臨床研修(第6条において「臨床研修」という。)を経た者にあつては39年、<u>医師法の一部を改正する法律(昭和43年法律第47号)</u>による改正前の医師法に規定する実地修練(第6条において「実地修練」という。)を経た者にあつては38年)を経過するまでの期間(旧専門学校令による専門学校等で委員会の定めるものを卒業した者にあつては、委員会の定めるこれに準ずる期間。以下「経過期間」という。)内に行われたものとする。</u></p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>前条第3項に規定する職に採用された職員であつて、獣医師法(昭和24年法律第186号)に規定する獣医師免許証を有する者</u></p> <p>第4条 一般職員給与条例第24条の5第2項の規定により初任給調整手当を支給される職員は、第9条の職員のほか、次の各号に掲げる職員とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>新たに第2条第3項に規定する職を占めることとなつた職員で獣医師法に規定する獣医師免</u></p>	<p>(支給する職の範囲)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(職員の範囲)</p> <p>第3条 一般職員給与条例第24条の5第1項の規定により初任給調整手当を支給される職員は、次の各号に掲げる職員とする。ただし、その採用が、学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する大学(以下「大学」という。)卒業の日から37年(医師法に規定する臨床研修(第6条において「臨床研修」という。)を経た者にあつては39年、<u>昭和43年法律第47号</u>による改正前の医師法に規定する実地修練(第6条において「実地修練」という。)を経た者にあつては38年)を経過するまでの期間(旧専門学校令による専門学校等で委員会の定めるものを卒業した者にあつては、委員会の定めるこれに準ずる期間。以下「経過期間」という。)内に行われたものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>第4条 一般職員給与条例第24条の5第2項の規定により初任給調整手当を支給される職員は、第9条の職員のほか、次の各号に掲げる職員とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p>

許証を有するもの

第5条 前2条の規定にかかわらず、初任給調整手当を支給されていた期間が通算して35年（第2条第3項に規定する職を占める職員にあつては15年）に達している職員には、初任給調整手当は支給しない。

2 (略)

(支給期間及び支給額)

第6条 初任給調整手当の支給期間は35年（第2条第3項に規定する職を占める職員にあつては15年）とし、その月額が職員の区分及び採用の日又は第4条に規定する職員となつた日以後の期間の区分に応じた別表に掲げる額（育児休業法第11条第1項に規定する育児短時間勤務職員及び育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員にあつては、その額に一般職員勤務時間条例第3条第2項又は市町村立学校職員勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間をそれぞれ一般職員勤務時間条例第3条第1項又は市町村立学校職員勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）とする。この場合において、第3条第3号及び第4条第3号に掲げる職員以外の職員にあつては大学（旧専門学校令による専門学校等で委員会の定めるものを含む。）卒業の日からそれぞれ採用の日又は第4条に規定する職員となつた日までの期間が4年（臨床研修を経た場合にあつては6年、実地修練を経た場合にあつては5年）を超えることとなる職員（学校教育法に規定する大学院の博士課程の所定の単位を修得し、かつ、同課程の所定の期間を経過した日から3年内の職員を除く。）に対する同表の適用については、採用の日又は第4条に規定する職員となつた日からその超えることとなる期間（1年に満たない期間があるときは、その期間を1年として算定した期間）に相当する期間初任給調整手当が支給されていたものとする。

2・3 (略)

第7条 第3条又は第4条に規定する職員となつた者（第5条第1項に規定する職員を除く。）のうち、これらの職員となつた日前に初任給調整手当を支給されていたことのある者で前条第1項の規定による初任給調整手当の支給期間に既に初任給調整手当を支給されていた期間に相当する期間を加えた期間が35年（第2条第3項に規定する職を占める職員にあつては15年）を超えることとなるものに係る初任給調整手当の支給期間及び支給額は、

第5条 前2条の規定にかかわらず、初任給調整手当を支給されていた期間が通算して35年に達している職員には、初任給調整手当は支給しない。

2 (略)

(支給期間及び支給額)

第6条 初任給調整手当の支給期間は35年とし、その月額は職員の区分及び採用の日又は第4条に規定する職員となつた日以後の期間の区分に応じた別表に掲げる額（育児休業法第11条第1項に規定する育児短時間勤務職員及び育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員にあつては、その額に一般職員勤務時間条例第3条第2項又は市町村立学校職員勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間をそれぞれ一般職員勤務時間条例第3条第1項又は市町村立学校職員勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）とする。この場合において、大学（旧専門学校令による専門学校等で委員会の定めるものを含む。）卒業の日からそれぞれ採用の日又は第4条に規定する職員となつた日までの期間が4年（臨床研修を経た場合にあつては6年、実地修練を経た場合にあつては5年）を超えることとなる職員（学校教育法に規定する大学院の博士課程の所定の単位を修得し、かつ、同課程の所定の期間を経過した日から3年内の職員を除く。）に対する同表の適用については、採用の日又は第4条に規定する職員となつた日からその超えることとなる期間（1年に満たない期間があるときは、その期間を1年として算定した期間）に相当する期間初任給調整手当が支給されていたものとする。

2・3 (略)

第7条 第3条又は第4条に規定する職員となつた者（第5条第1項に規定する職員を除く。）のうち、これらの職員となつた日前に初任給調整手当を支給されていたことのある者で前条第1項の規定による初任給調整手当の支給期間に既に初任給調整手当を支給されていた期間に相当する期間を加えた期間が35年を超えることとなるものに係る初任給調整手当の支給期間及び支給額は、同項の規定による支給期間のうち、その超えることとなる期

同項の規定による支給期間のうち、その超えることとなる期間に相当する期間初任給調整手当が支給されていたものとした場合における期間及び額とする。

間に相当する期間初任給調整手当が支給されていたものとした場合における期間及び額とする。

第2条 初任給調整手当に関する規則の一部を次のように改正する。
別表を次のように改める。

別表（第6条関係）

職員の区分 期間の区分	1 項 職 員			2 項 職 員	3 項 職 員
	1 種	2 種	3 種		
1 年 未 満	円 412,200	円 366,700	円 307,000	円 50,300	円 35,000
1 年 以 上 2 年 未 満	412,200	366,700	307,000	50,300	35,000
2 年 以 上 3 年 未 満	412,200	366,700	307,000	50,300	35,000
3 年 以 上 4 年 未 満	412,200	366,700	307,000	50,300	35,000
4 年 以 上 5 年 未 満	412,200	366,700	307,000	50,300	35,000
5 年 以 上 6 年 未 満	412,200	366,700	307,000	50,300	31,000
6 年 以 上 7 年 未 満	412,200	366,700	307,000	48,500	27,000
7 年 以 上 8 年 未 満	412,200	366,700	307,000	46,700	23,000
8 年 以 上 9 年 未 満	412,200	366,700	307,000	44,900	19,000
9 年 以 上 10 年 未 満	412,200	366,700	307,000	43,100	15,000
10 年 以 上 11 年 未 満	412,200	366,700	307,000	41,300	12,500
11 年 以 上 12 年 未 満	412,200	366,700	307,000	39,500	10,000
12 年 以 上 13 年 未 満	412,200	366,700	307,000	37,700	7,500
13 年 以 上 14 年 未 満	412,200	366,700	307,000	35,900	5,000
14 年 以 上 15 年 未 満	412,200	366,700	307,000	34,500	2,500
15 年 以 上 16 年 未 満	412,200	366,700	307,000	33,100	
16 年 以 上 17 年 未 満	407,800	362,700	303,700	31,700	
17 年 以 上 18 年 未 満	403,400	358,700	300,400	30,300	
18 年 以 上 19 年 未 満	399,000	354,700	297,100	28,900	
19 年 以 上 20 年 未 満	394,600	350,700	293,800	27,500	
20 年 以 上 21 年 未 満	390,200	346,700	290,500	26,100	
21 年 以 上 22 年 未 満	370,800	329,800	276,700	25,500	
22 年 以 上 23 年 未 満	351,000	312,600	262,700	24,900	
23 年 以 上 24 年 未 満	331,700	295,900	249,200	23,900	
24 年 以 上 25 年 未 満	312,300	279,000	235,300	23,300	
25 年 以 上 26 年 未 満	292,800	262,100	221,600	22,700	
26 年 以 上 27 年 未 満	270,100	241,300	204,000	22,100	
27 年 以 上 28 年 未 満	247,900	220,900	186,900	21,500	
28 年 以 上 29 年 未 満	225,500	200,500	169,600	20,700	
29 年 以 上 30 年 未 満	202,700	179,700	152,000	20,400	
30 年 以 上 31 年 未 満	177,900	157,800	134,000	20,000	
31 年 以 上 32 年 未 満	153,000	135,900	115,700	19,400	
32 年 以 上 33 年 未 満	128,400	114,200	97,800	18,500	
33 年 以 上 34 年 未 満	90,300	82,300	71,800	17,600	
34 年 以 上 35 年 未 満	55,000	52,500	47,500	16,900	

備考

- この表において期間の区分欄に掲げる年数は、採用の日又は第4条各号の職員となつた日以後の期間を示す。
- この表において「1項職員」とは、第2条第1項の職を占める職員を、「2項職員」とは、同条第2項の職を占める職員を、「3項職員」とは、同条第3項の職を占める職員をいう。
- この表において「1種」とは、第2条第1項第1号の職を占める職員を、「2種」とは、同項第2号の職を占める職員を、「3種」とは、同項第3号の職を占める職員をいう。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。